

○探偵業の届出等の事務取扱いの代行に関する訓令

(平成 19 年 5 月 30 日鳥取県警察本部訓令第 16 号)

改正 平成 24 年 7 月 5 日本部訓令第 22 号 平成 24 年 8 月 21 日本部訓令第 25 号
平成 29 年 5 月 19 日本部訓令第 15 号 平成 30 年 3 月 22 日本部訓令第 7 号
令和元年 6 月 25 日本部訓令第 3 号 令和元年 12 月 13 日本部訓令第 8 号
令和 2 年 3 月 18 日本部訓令第 6 号 令和 2 年 12 月 24 日本部訓令第 28 号
令和 3 年 9 月 28 日本部訓令第 14 号 令和 4 年 2 月 1 日本部訓令第 4 号
令和 6 年 3 月 19 日本部訓令第 6 号

探偵業の届出等の事務取扱いの代行に関する訓令を次のように定める。

鳥取県警察本部長 吉村 幸晴

(目的)

第 1 条 この訓令は、鳥取県警察本部長専決規程(昭和 36 年鳥取県公安委員会訓令第 1 号。以下「専決規程」という。)に基づいて行う探偵業の届出の受理等の事務を生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)又は警察署長(以下「署長」という。)若しくは幹部派出所長(以下「派出所長」という。)に代行させるために必要な事項を定めることを目的とする。

(専決事務の代行)

第 2 条 専決規程第 4 条の規定に基づき、生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長に代行させる事務は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長は、代行事務の処理について疑義のあるとき、又は自らの判断のみで処理することが適当でないとき、速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)の指揮を受けるものとする。

3 生活安全企画課長は、自ら又は署長若しくは派出所長が代行した事務の実施結果を毎年とりまとめて、代行事務処理報告書(様式第 1 号)により本部長に報告するものとする。

(届出書等の受付及び受理)

第 3 条 署長は、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号。以下「法」という。)及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 19 号。以下「府令」という。)の規定による届出書又は申請書(以下「届出書等」という。)の提出があったときは、別表第 2 により、記載内容、添付書類等の形式上の要件に適合しているか否かについて点検した上、適正である場合に受理し、届出書等の右下部余白に警察署受付印(受理番号を除く。)及び取扱者印を押捺するとともに、副本 1 通を作成するものとする。

(受理番号)

第 4 条 署長は、届出書等を受理したときは、当該届出書等の受理番号欄に別表第 3 に定める受理番号を付すものとする。

(届出の受理の通知)

第5条 署長は、探偵業の開始の届出を受理したときは、届出者に対して届出書を提出した公安委員会、届出書の受理番号及び届出書を提出した年月日を口頭等で通知するものとする。

(届出事項等の処理)

第6条 署長は、届出事項等の処理に当たっては、別表第4に掲げる事項に留意の上で代行処理をするものとする。

2 署長は、届出書等の記載内容、添付書類等が形式上の要件に適合していると認めて探偵業の届出を受理した後、届出事項について調査した上、その結果を届出書等の副本に添付し、生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

(台帳の備付け)

第7条 生活安全企画課長又は署長は、次に掲げる台帳を備え付け、届出書等の受理等の都度、所要事項を記載して整理するものとする。

(1) 生活安全企画課長

ア 探偵業届出受理台帳(様式第2号)

イ 身分証明書交付台帳(様式第3号)

(2) 署長

探偵業届出受理台帳

2 署長は、受理した届出書等の正本を探偵業届出受理台帳に編てつして保存するものとする。

3 生活安全企画課長は、署長から送付を受けた届出書等の副本を探偵業届出受理台帳に編てつして保存するものとする。

(立入職員の指定等)

第8条 生活安全企画課長は、生活安全部生活安全企画課の職員の中から法第13条第1項に規定する立入検査を行う警察職員(以下「立入職員」という。)を指定するものとする。

2 署長は、署員の中から立入職員を指定し、生活安全企画課長に報告するものとする。

3 生活安全企画課長は、立入職員を指定したとき又は前項の報告を受けたときは、身分証明書(様式第4号)を交付し、その状況を身分証明書交付台帳に記載するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成24年7月5日本部訓令第22号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年8月21日本部訓令第25号)

この訓令は、平成 24 年 8 月 21 日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 19 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 25 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 13 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 18 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日本部訓令第 28 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 2 年 12 月 24 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の改正前の規定に基づいて作成した様式は、この訓令の改正後の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則(令和 3 年 9 月 28 日本部訓令第 14 号)

この訓令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 1 日本部訓令第 4 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）附則第 2 条第 3 項の規定又は同法附則第 3 条第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 753 条の規定により成年に達したものとみなされた 18 歳未満の者は、第 1 条の規定による改正後の生活安全関係営業許可等の事務取扱の代行に関する訓令別表第 2 の 1、2 及び 3 並びに別表第 6 の 3、第 2 条の規定による改正後の警備業の認定等の事務取扱の代行に関する訓令別表第 2 の 2 並びに第 3 条の規

定による改正後の探偵業の届出等の事務取扱いの代行に関する訓令別表第2の規定の適用については、これらの規定に規定する未成年者には含まれないものとする。

附 則(令和6年3月19日本部訓令第6号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長に代行させる事務

代行させる者	代行させる事務の内容
生活安全企画課長	1 法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出要求及び立入検査に関すること。 2 法第14条の規定による探偵業者に対する指示に関すること。
署長	1 法第4条第1項の規定による探偵業の届出の受理に関すること。 2 法第4条第2項の規定による廃止又は変更の届出の受理に関すること。 3 探偵業の開始の届出の受理の通知に関すること。 4 法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出要求及び立入検査に関すること。 5 法第14条の規定による探偵業者に対する指示に関すること。
派出所長	法第13条第1項の規定による立入検査の実施に関すること。

別表第2(第3条関係)

届出事項等点検基準

届出書は、所定の様式を使用して届出者又は申請者等(以下「届出者等」という。)が作成したものであるか、次に掲げる記載事項及び添付書類を具備したものであるか否かを点検すること。

種別	記載事項等の点検基準	添付書類
第1 探偵業の届出(法第4条第1項、府令第2条第3項)	1 届出者等が個人の場合 (1) 商号、名称又は氏名及び住所 (2) 営業所の名称、所在地及び当該営業所の種別 (3) 当該営業所において広告又は宣伝をする場合に使用する	1 届出者等が個人の場合 (1) 履歴書及び住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。以下この表において同じ。) (2) 誓約書(法第3条第1号から第6号の欠格事由不該当誓約書面) (3) 身分に関する証明書(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特

	<p>名称があるときは、当該名称</p> <p>(4) 生年月日、性別</p> <p>2 届出者等が法人の場合</p> <p>(1) 法人の種別、代表者及び役員の氏名、住所、性別、生年月日及び役員の役職名</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 届出書等の記載内容と添付書類は合致するか</p> <p>(2) 届出書等の手数料に相当する額が納付されているか</p> <p>(3) 届出期日前に営業をしていないか</p> <p>(4) 届出期日に遅れていないか</p> <p>(5) 用紙の大きさは日本産業規格 A4 であるか</p>	<p>別区を含む。) の長の証明書。以下同じ。)</p> <p>(4) 未成年者にあつては、探偵業に関し営業の許可を得ている場合は、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載した書面並びに当該許可を得ていることを証する書面、当該許可を得ていない場合は、その法定代理人に係る上記(1)から(3)までに掲げる書類(法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る2(1)から(3)までに掲げる書類)</p> <p>2 届出者等が法人の場合</p> <p>(1) 定款及び登記事項証明書</p> <p>(2) 役員に係る履歴書</p> <p>(3) 役員に係る住民票の写し</p> <p>(4) 役員に係る身分に関する証明書</p> <p>(5) 役員に係る誓約書(法第3条第1号から第5号の欠格事由不該当誓約書面)</p>
<p>第2 廃止及び変更の届出(法第4条第2項、府令第3条第3項)</p>	<p>1 営業を廃止した場合</p> <p>(1) 届出者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>(2) 営業所の商号、名称又は氏名並びに法人等である場合にはその種別</p> <p>(3) 探偵業の開始の届出の受理番号、廃止年月日及び廃止の事由</p> <p>2 届出事項変更の場合</p> <p>(1) 第2の1(1)及び(2)に定める事項</p> <p>(2) 営業所の所在</p>	<p>1 届出事項変更の場合</p> <p>府令第2条第3項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るもの</p>

	地、設置年月日、営業の種別、変更事項及び変更の事由 (3) 当該営業所において広告又は宣伝をする場合に使用する名称があるときは、当該名称 (4) 法人の代表者又は役員の変更の場合にあつては、新旧代表者又は役員の氏名、住所、性別、生年月日及び役員の役職名”	
--	---	--

別表第3(第4条関係)

受理番号付し方要領

1 受理番号は、次表によって付するものとする。

区分 ／ 申請書等	受理番号			備考
	A	B	C	
1 探偵業開始届出書	警察組織コード番号	届出書の提出を受けた西暦年の下2桁	届出順序による一連番号	A、B、C欄番号を一線で結ぶ。以下同じ。
2 探偵業変更届出書	〃	探偵業の開始の届出の受理番号	探偵業者ごとに届出順序による一連番号	C欄番号の前に、変更の文字を付す。
3 探偵業廃止届出書	〃	〃	探偵業者ごとに届出順序による一連番号	

2 警察組織コード番号は、次表のとおりとする。

警察組織名	コード番号
鳥取	70

別表第4(第6条関係)

届出事項等処理要領

取扱事項	処理要領
1 届出	(1) 記載事項は、事実と相違していないか調査すること。

事項の調査等	<p>(2) 探偵業の届出を受理した後の法第3条第2号、第6号及び第7号に規定する事項についての調査は、届出者の本籍地の市(区)町村長(届出者が外国人である場合は、地方検察庁)に対し照会を行い、その回答を得て行うものとする。</p> <p>(3) 探偵業の届出を受理した後の調査により、法第3条各号のいずれかに該当することが判明した場合には、速やかに関係書類とともに本部長に報告すること。</p>
2 廃止届出	<p>(1) 次の事項について調査すること。</p> <p>ア 記載事項は、事実と相違していないか。</p> <p>イ 届出期日に遅れていないか。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、副本に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>

様式第1号(第2条関係)

代行事務処理報告書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

探偵業届出受理台帳

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

身分証明書交付台帳

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

身分証明書

[別紙参照]